

平成30年度前期分

熊本地震特別枠

被災した世帯の学生対象 授業料免除について

申請要領

平成28年熊本地震により災害救助法適用地域で被災した世帯の学生で、家計急変のため修学が困難となった学生に対し、平成30年度も引き続き被災状況に応じた授業料免除を実施します。

以下の「免除対象者」に該当し申請を希望する場合は、この要領を熟読の上、申請してください。ただし、経済的に困窮と認定されない場合は、免除の対象となりません。

1：免除対象者 ※留学生は、以下の免除対象者に該当する場合は申請できます。

①公的機関発行の「罹災証明書」により、学資負担者の居住する家屋が全壊、大規模半壊、半壊であると証明された者

※一部損壊の世帯は、平成30年度より「熊本地震特別枠」の対象外となります。申請を希望する場合は、**従前の免除制度「一般枠」で申請してください。この場合、罹災証明書の提出は不要です。**

※「学資負担者」とは、学生本人の保護者（保証人）を示します。ただし、大学院生で「独立生計者」の認定要件を満たす者に限り、本人所有の持ち家が被災した場合は免除対象者となります。（持ち家の証明を提出のこと。）
「独立生計者」の認定要件は問い合わせ先で確認してください。

②学資負担者が熊本地震により死亡（行方不明を含む。）した場合

2：申請書類（被災状況により申請書類が異なります。）

(1) 罹災証明が全壊・大規模半壊

- ①公的機関発行の「罹災証明書」（コピー可）
- ②熊本地震特別枠授業料免除申請書（初回申請者のみ被災状況がわかる写真を貼付のこと。）

(2) 罹災証明が半壊

- ①公的機関発行の「罹災証明書」（コピー可）
- ②熊本地震特別枠授業料免除申請書（初回申請者のみ被災状況がわかる写真を貼付のこと。）
- ③一般枠授業料免除申請書関係書類一式

(3) 死亡・行方不明

- ①学資負担者の死亡を証明する書類（コピー可）
- ②熊本地震特別枠授業料免除申請書



(2)での申請者は家計審査も併せて行うため、一般枠授業料免除申請に必要な所得に関する証明書等が必要になります。「熊本地震特別枠」と「一般枠」の申請書は、同時に提出してください。

3：申請書の受領について

授業料免除ガイダンスで受領できなかった方は、学生支援部経済支援担当窓口で配付します。熊本地震特別枠の書類のみ熊本大学HPからもダウンロードが可能です。医学系・薬学系・保健学系の学生はガイダンス終了後、所属の教務担当窓口でも受領できます。

4：申請期間等について

締切後の提出は一切受け付けません。

申請受付期間	受付時間	場所	対象
2月26日(月)	10:00-13:00 14:30-17:00	全学教育棟1階 第1会議室	全学部・全研究科等
2月27日(火)			
2月28日(水)			
3月1日(木)	10:30-12:30	薬学部会議室	薬学部・薬学教育部中心ですが他学部等も受け付けます。
	14:30-17:00	医学教育図書棟 3階第1講義室	医学部・医学教育部・保健学教育部中心ですが他学部等も受け付けます。
3月2日(金)	10:00-13:00 14:30-17:00	全学教育棟1階 第1会議室	全学部・全研究科等

※最終日は大変混雑し、待ち時間が2～3時間となりますので、出来るだけ早い時期での提出をお勧めします。

※受付期間中の問合せは、職員不在で対応できませんので、ご不明な点は2月23日までに問合せをお願いします。

※大学院の合格者は4月2日まで受付可能ですが、できるだけ左記期間での提出をお願いします。

◆問い合わせ先◆

熊本大学 学生支援部経済支援担当（全学教育棟1階⑥番窓口）



096-342-2126

8:30～18:15（土・日、祝日除く。）